

オープンカウンタ方式参加心得書

平成23年10月1日制定

令和7年4月1日改定

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
高知支部 契約担当役支部長 宮澤 昌裕

1 目的

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行うオープンカウンタ方式の取扱いについては、この心得書に定めるところによるものとする。

2 オープンカウンタ方式の公告

オープンカウンタ方式を実施しようとするときは、案件ごとにオープンカウンタ番号を付して次に掲げる事項をホームページ等に公告するものとする。

- ① オープンカウンタ番号及び件名
- ② 仕様書等の交付
- ③ 競争参加資格
- ④ 見積書及びその他書類の提出
- ⑤ 契約書等の提出の有無
- ⑥ 契約予定者の決定方法
- ⑦ 契約予定者への通知
- ⑧ 見積結果の公表
- ⑨ 問い合わせ先

3 見積書等の提出

見積参加者は、見積書等を公告に記載されている期限内に、指定する場所及び方法により、提出しなければならない。

なお、オープンカウンタの中止又は無効の見積等に該当した場合であっても、提出された見積書及び提出書類等は返却しないものとする。

4 無効の見積

次のいずれかに該当する見積書は、無効とすること。

(1) 見積書が次の各号の一に該当するとき(金額の内訳を別途作成している場合も同様とする。)

- ① 見積金額が訂正されているとき
- ② 見積参加者の記名・押印が欠けているとき

ただし、「発行責任者及び担当者」の氏名(フルネーム)並びに両者の連絡先(電話番号等)の記載がある場合は、押印を省略できること

- ③ 件名、金額、金額の内訳の記載がないとき
- ④ 内訳欄の計算に誤りがある、又は内訳欄の合計額と見積金額が一致しないとき

- ⑤誤字、脱字等により、意思表示が不明確なとき（金額が不鮮明な場合、件名等に誤字・脱字等の記入誤りにより相手方の意思表示が不明確である場合など）
- ⑥数量・項目等が公告・仕様書・質問書等で定めるものに合致していないとき
- ⑦条件が付されているとき
- ⑧見積参加者が同一のオープンカウンタ案件に提出方法に関係なく2通以上見積書を提出しているとき
- ⑨電子メールにて提出する場合、PDF形式以外で提出されたとき
- ⑩その他機構の指示に違反し、又は競争に関する必要な条件を具備していないとき
- (2) 競争に参加する者に必要な資格がないと認められる者が見積をしたとき
- (3) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合をしたと認められる者が見積をしたとき
- (4) 見積に関する条件に違反した見積を行ったとき（見積書及び見積書に添付する書類を、公告で指定している期限、場所、方法により提出しない場合等）

5 契約予定者の決定

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程（平成15年規程第14号）第56条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって有効な見積をした者を契約予定者とする。

ただし、契約予定者となるべき者の見積金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積をした他の者のうち最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって見積をした者を契約予定者として決定することがある。

6 同価格の見積参加者が2人以上ある場合の契約予定者の決定

見積徴取の結果、予定価格の制限の範囲内の価格であって、かつ最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格の見積をした者が2人以上あるときは、契約担当役が指定する日時場所において当該参加者に機構の定める方法によりくじを引かせ、契約予定者を決定する。ただし、当該参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない機構職員にくじを引かせるものとする。

なお、くじは、こよりを使用することとする。

7 再度の見積

すべての見積金額が、予定価格の制限の範囲内ではないときは、最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって見積書を提出した見積参加者から順次見積を依頼し、見積金額が予定価格の制限の範囲内であったときに契約予定者として決定する。

8 契約予定者への通知

契約予定者に対し、契約予定者として決定した旨を通知する。

9 見積結果の公表

見積結果は、契約締結後、公告に記載されている場所で公表する（閲覧期間は1年間）。

10 異議の申立

見積参加者は、見積書提出後、オープンカウンタ公告、この心得書、業務内容、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

令和7年10月29日

オープンカウンタ公告

1 オープンカウンタ番号及び件名

- ① P071029-01 「2026年度能力開発セミナーガイドパンフレット高知県版作成業務」
- ② P071029-02 「溶接ヒューム集塵機定期自主点検」

2 仕様書等の交付

仕様書等は、以下の方法により、本公告の日から入札書提出期限の日までの間（土日、祝日を除く）に交付する。

（１）電子メールによる交付

イ 宛先は kochi-keiri@jeed.go.jp とすること。

ロ 件名は『〇〇月〇〇日付公告オープンカウンタ番号名〇〇〇〇〇〇〇-〇〇の仕様書送付依頼』とすること。

ハ 本文には会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

（２）紙媒体による交付

イ 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 総務課（〒781-8010 高知県高知市棧橋通四丁目 15-68）」にて受領すること。

ロ 当該資料を受領する際には名刺を提出すること。

3 競争参加資格

- （１）オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。
- （２）見積書提出期限の日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- （３）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- （４）見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

4 仕様書等に係る質問

- （１）仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり書面（様式は自由）により提出すること。なお、質問がない場合は下記4（２）の回答は行わないこと。

- ①提出期限 令和7年11月5日16時
- ②提出場所 下記5（3）①②に同じ
- ③提出方法 ファックス又は電子メールにより提出すること。
(上記①の期限までに必着のこと。)

※送信後、必ず下記11に電話し、受信を確認すること。

※ファックス又は電子メールの件名は『〇〇〇〇〇〇-〇〇（オープンカウンタ番号）に係る質問』とすること。(例：『050401-01に係る質問』)

- (2) 質問に対する回答は、下記11の担当から電子メール等により仕様書等交付者全員に回答する。

回答日時 令和7年11月7日を予定

- (3) 見積書提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできないことから、必ず回答を確認してから見積書を提出すること。

5 見積書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

- ①見積書（任意様式）
- ②誓約書（別添）

※見積書には、記名・押印のうえ、件名、見積金額の総額（消費税等を含めた契約希望金額）及び金額の内訳を必ず記載すること。

なお、見積書のみ「発行責任者及び担当者」の氏名（フルネーム）並びに両者の連絡先（電話番号等）の記載がある場合は、押印を省略してもよいこと。

(2) 提出期限

令和7年11月14日16時

(3) 提出方法

①郵送及び持参

〒781-8010 高知県高知市棧橋通四丁目15-68

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部総務課

※ 郵送する場合は、書留郵便等で送付すること。

また、封筒の表面に「オープンカウンタ番号：〇〇〇〇〇〇-〇〇 外〇件」及び「会社名」を記入すること。

持参する場合は、提出場所に設置する見積書投函箱に投函して提出すること。

②電子メール

宛先 kochi-keiri@jeed.go.jp

※ 提出書類はPDF形式とし、それ以外での提出は無効となることに留意すること。

件名は「〇〇〇〇〇〇-〇〇（オープンカウンタ番号） 会社名」とすること。

(例：『050401-01（株）〇〇』)

なお、複数の案件に参加する場合は、1案件ごとに電子メールを送付すること。

電子メールの場合、特定のドメインを使用している等により迷惑メールに振り分けられ、メールの受信確認をすることができない可能性があるため、送信後、必ず下記11に電話し、受信を確認すること。

6 契約書等の作成の有無

- ① P071029-01「2026年度能力開発セミナーガイドパンフレット高知県版作成業務」 有（契約書）

※ 当機構が定める契約書を締結すること。

※ 売払いについては契約金額に応じて作成の有無を確定すること。

- ② P071029-02 「溶接ヒューム集塵機定期自主点検」 無

7 契約予定者の決定方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって見積した者を契約予定者とする。

8 契約予定者への通知

日時：令和7年11月17日16時以降

9 見積結果の公表

見積結果は、契約締結後、次の場所において公表する。

場所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部総務課

10 支払条件

履行期限までに履行を完了し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部が指定した職員等の検査を受け当該検査に合格した後、支払うものとする。

インボイス登録事業者は適格請求書を発行すること。

なお、立替の費用が発生した場合は、請求書にあわせて立替の相手方が発行したインボイスのコピー（請求書、レシート等）を添付すること。

11 問い合わせ先

〒781-8010 高知県高知市棧橋通四丁目15-68

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部総務課経理係

TEL 088-833-1085

FAX 088-831-3008

E-Mail kochi-keiri@jeed.go.jp

(別添)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部
契約担当役 支部長 宮澤 昌裕 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

P071029-01「2026年度能力開発セミナーガイドパンフレット高知県版作成業務」に参加するに当たって、下記の
とおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。

(別添)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部
契約担当役 支部長 宮澤 昌裕 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

P071029-02「溶接ヒューム集塵機定期自主点検」に参加するに当たって、
下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。